

公益社団法人

館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

法人会の「理念」

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である



真野の大黒さんで親しまれる 朝日開運大黒天本山 高倉山 真野寺
家内安全商売繁盛・諸願成就



覆面千手観音像



朝日開運
大黒天像

関東屈指の大黒天



大黒天祈祷所の欄間彫刻 波の伊八



関東一円からの参詣客で大賑わい

毎年2月6日は
房州名祭「真野大黒福祭」
大祭当日は午前0時からご利益求めて

宝槌

主 な 内 容

- 新年のごあいさつ • 確定申告のお知らせ
- 平成30年度税制改正に関する提言 • 税を考える週間行事・納税表彰式
- 支部ゼミ懇談会 • 理事会・委員会・部会の動き • 全国青年の集い報告
- 源泉所得税の改正について • 女性部会視察研修報告 • 法人会の動き
- 新会員紹介
- 健康コーナー・「肥満でなくても異常値の出る「隠れメタボ」が急浮上
- 社会貢献事業 • 編集後記

VOL.115

2018.1.15
平成30年

 (公社)館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシールを切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して下さい。

謹賀新年

新春を迎え 会員の皆様のご繁栄 ご健康をお祈り申し上げます
私共を取り巻く現在の経済動向は 大方の企業にとって厳しい状況が続いておりますが 政府は来年度予算案の一般会計総額を過去最大とし 国難とも位置付ける少子化対策に消費税の一部を使うなど各部門で経済成長政策を打ち出しました 党派を超えて国会での真摯な審議とその成果を期待するものであります

来年は平成から新時代へ変わるだけでなく参院選や統一地方選 消費税率の引き上げ G20国際首脳会議など巨大大事業が目白押しです

明治維新から数えても150年という節目の年ともいえる今年こそ 国の安全保障環境の整備と共に景気回復を実感できる経済の好循環を切に願うものです

この一年が 私どもも中小企業にとって将来に向けて明るい展望が開ける 希望の年になりますようお願い申し上げます

館山法人会は 引き続き公益法人として 法人会の理念のもと税務行政の推進 地域の振興 地域社会への貢献に努めて参りたいと存じます
本年もご指導ご支援をお願い申し上げます



公益社団法人 館山法人会
会 長 本 間 亨

平成三十年 元旦

新年明けましておめでとーございます

平成三十年の年頭に当たり 公益社団法人館山法人会の皆様に謹んでお慶び申し上げます

本間会長をはじめ役員並びに会員の皆様には 平素より税務行政に對しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り 厚く御礼申し上げます

昨年中は 若潮マラソンにおける炊き出しなどに代表される社会貢献活動のほか 南房総市産業まつりでの税金クイズ 租税教室や税の絵はがきコンクールなどの租税教育活動 その他支部ゼミ懇談会や各部会における研修会の開催等 税知識の普及 納税意識の高揚に貢献していただきました 改めまして 深く敬意を表する次第でございます

さて私どもといたしましては 国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」を 推し進めることにより 信頼される税務行政の確立に取り組んでまいり所存でございます

館山法人会の皆様には 今後とも税務行政の良き理解者として e・Tax の普及促進 番号制度の定着 消費税軽減税率制度の周知等に對しまして ご協力 ご支援を賜りますようお願い申し上げます
会員の皆様のご多幸と益々のご繁栄を心から祈念いたしまして 新年のご挨拶とさせていただきます



平成三十年 元旦
館山税務署長 中 居 光 之

謹んで新春の寿をお慶び申し上げます

平成 30 年 元旦

公益社団法人 館山法人会

名誉会長	本間 明	常任理事	石田 安一	常任理事	吉本 晃	常任理事	田原 智之	常任理事	栗原 保博
相談役	平田 哲平	"	綱嶋 茂信	"	吉田 政紀	"	濱島 修	"	安田三喜夫
会 長	本間 亨	"	辻 貞夫	"	根本 幹夫	"	谷 昭一	"	望月 昇
副会長	鈴木 義康	"	友野 修	"	石井 仁	"	本橋 亮一	"	川名 陽一
"	刈込 浩一	"	末吉 一夫	"	平田 英雄	"	角田眞一郎	"	古宮 真一
"	平野 好正	"	川名 光俊	"	石渡 和男	"	村井 智博	"	湯澤 宏子
"	秋山 準治	"	早川 金光	"	齋藤 惠三	"	早川 光樹	"	柴田 栄樹
常任理事	宮沢 治海	"	清宮 和子	"	飯田 彰一	"	小川 玉江	監 事	服部 克巳
"	柴田 絹代	"	島田 誠一	"	手塚 節	"	日暮 靖	"	池田 亮惇

館山税務署

署 長	中居 光之
総 務 課 長	金井 勉
法人課税第1部門官	明石 守雄
法人課税第2部門官	春田 繁昭
法人課税第1部門官	千葉 公広
法上 席 調 査	

管理運営第1部門官	高屋 匡史
管理運営第2部門官	島村 隆夫
徴収 部 門官	安齋 正孝
個課税第1部門官	石橋 由広
個課税第2部門官	山本 進
資産 課 税 部 門官	平野 浩之

千葉県税理士会館山支部

支 部 長	田村 健一
副 支 部 長	川名 敏昭
"	外谷 勝視
総務部長(兼任)	葛西 博

平成 29 年分 確定申告のお知らせ 館山税務署

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

◎平成 29 年分の申告期間は次のとおりです。

所得税及び復興特別所得税は平成 30 年 2 月 16 日（金）～平成 30 年 3 月 15 日（木）

贈与税は平成 30 年 2 月 1 日（木）～平成 30 年 3 月 15 日（木）

個人事業者の消費税及び地方消費税は平成 30 年 1 月 4 日（木）～平成 30 年 4 月 2 日（月）

申告書は e-Tax（国税電子申告・納税システム）による送信や郵便又は信書便による送付のほか、税務署の時間外文書收受箱への投かんでも提出できます。

なお、税務署の收受日付印（受付印）のある確定申告書等の「控え」が必要な場合は、複写により作成（複写によらない場合は、ボールペン等で記載）した申告書のほか、所要額の切手を貼った返信用封筒（返信先の記入をお願いします。）を同封してください。

還付金の受取は預貯金口座（本人名義）への振り込みをご利用ください。

納税には 振替納税をご利用ください

～平成 29 年分の確定申告分の振替納付日は次のとおりです～

◎平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税 平成 30 年 4 月 20 日（金）

◎平成 29 年分の個人事業者の消費税及び地方消費税 平成 30 年 4 月 25 日（水）

※ 新規に利用される方は、所得税及び復興特別所得税は平成 30 年 3 月 15 日（木）まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は平成 30 年 4 月 2 日（月）までに振替依頼書の提出をお願いします。

※ 贈与税につきましては、振替納税は行っておりません。



医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

◎ 平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

『医療費控除の明細書（集計表）』の添付が必要となりました。

（領収書の提出は不要となりました。）

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。
（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
- ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

※ 『医療費控除の明細書（集計表）』は、国税庁ホームページの明細書・計算明細書等（平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分）からダウンロードできます。



申告書にはマイナンバーの記載が必要です！



◎ 平成 28 年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は **税務署へ提出する都度、マイナンバー（個人番号）の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
- ② 通知カードなど【番号確認書類】＋運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
 - ※ 1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）または②の写しを添付してください。
 - ※ 2 ご自宅から e-Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

平成30年度 税制改正に関する提言 (要約)

第34回法人会全国大会 福井大会で報告

中小企業庁・財務省・各政党・県・市へ税制改正要望活動

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

真の財政健全化を達成するためにはプライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。この2年間は目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税10%への引上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業継承税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

- ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80％）を100％に引き上げる。
- ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- ③対象会社規模を拡大する。

Ⅲ. 地方のあり方

地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げなければならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

ふるさと納税制度に見られる特産品の返礼競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国にくらべて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の摘要期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

平成30年度

税制改正

スローガン

◎ 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！

◎ 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！

◎ 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！

◎ 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

おめでとうございます

税を考える週間行事

平成29年度納税表彰式

納税功勞で個人11名、3団体が受賞

租税教育で

小学生の税に関する書写作品表彰

管内27校2,356人が応募

表彰作品は館山駅市民ギャラリー

イオン館山・鴨川店に展示

本間会長・出山館山市教育長の

東京国税局長表彰を披露

中学生の“税についての作文”優秀作品を朗読

税を考える週間の主要行事、「平成29年度納税表彰式」が館山税務署をはじめとする9団体共催により、11月15日千葉県管内市町・警察署、税理士会・経済団体ほか多くの来賓を迎え、たてやまタ日海岸ホテルで行われました。

表彰式では、館山税務署長から長年にわたる納税功勞が評価され、個人11名と3団体に表彰状及び感謝状が贈られました。

このあと、納税功勞で東京国税局長表彰を受けられた本間本会長及び出山館山市教育長の御披露が行われました。

次いで、租税教育関連の表彰として、「小学生の税に関する書写作品」や本会が支援している館山税務署管内納税貯蓄組合連合会主催の「中学生による税についての作文」及び「税に関する高校生の作文」について、優秀者に表彰状と記念品が贈られ、最後に中学生及び高校生による税をテーマにした作文の優秀作品の朗読が行われました。

終了後、相互理解を深める懇親会を行い散会しました。

中学生の「税についての作文」

『税金Ⅱ 安心な暮らし』

全国納税貯蓄組合連合会 会長賞

南房総市立富山中学校

第三学年 太田 優羽

税について、今まで私はそれほど深く考えた事はなかった。税金なんて大人の世界の事で、まだ働いてもない学生の自分にはあまり関係のないことのように思えていたからだ。

ところが、税金には私たちが安心して暮らしていくために欠かせない重要で大事な役割があると知り、今まで無関心だった自分が恥ずかしく思えた。

例えば私たちが当たり前のように通っている学校。日本国憲法の国民の三大義務の一つである「教育の義務」によって、中学生までは平等に義務教育を受けることが出来る。教科書や机、椅子などの備品はもちろん、体育館や学校内で必要なあらゆる備品等は「教育費」として税金が使われている。一人当たりの年間教育費におよそ百万円以上も税金が使われている事に驚いた。もしも税金がなければ親の負担が大き過ぎて学校へ通えない子供たちで溢れてしまう。私たちの学校は数年前から大掛か

りな工事により、幼保小中一貫校として新しい校舎に生まれ変わった。そこにも多くの税金が関わっている。

私は中学生になってから成長痛に悩まされ、一年生の頃から長期に渡って足の治療に通う事が多かった。つい最近も足の怪我で病院へ通った。今までは怪我をしたり具合が悪くなったら

病院へ行くのは当然と思っていた。でも、そこにも税金は使われていた。税金がなければ医療費が全て自己負担になってしまうのだ。そうすると、簡単には病院へ行けない。病院へ行くための交通手段である親の車も、自動車には自動車税を払っているから車に乗れるし、交通機関にも信号や道路、あらゆる所に税金が使われている。安全に通れるために道路を舗装したり、工事をする。震災で崩壊してしまつたさまざまな場所も、復興のために多くの税金が使われている。私たちの身の回りを改めて見回してみると、本当に色々

な場所で税金が役立てられているのだと気づいた。

今までは、買い物をする時も、消費税が面倒くさいと思っていた。百円ショップだって百円なのに八%の消費税がかかり、百八円になってしまう。でも、そんな消費税も私たちが安心して生活をするために必要な税金の一部であると思うと、自分も納税者の一人だと自覚するようになった。三大義務のひとつ「納税の義務」の意味がよくわかった。

自分が大人になったら働いて、所得税を払う時が来る。「勤労の義務」だ。今よりもっと多くの税金を納める事になるけど、そのお金は自分の手元から無くなるのではなく、たくさんの人々の役に立ち、何より自分自身の生活にも役立つ大切なお金になる。

少子高齢化が進めば一人一人の納税の負担も大きくなっていくだろう。消費税も八%から十%になる日も近い。でも、それよりも税金が無くなる事を考えるとそのほうが恐ろしいと思った。税金は安心な暮らしそのものだ。

受賞者名簿

館山税務署長表彰

(税務功労)

石井 仁
(公益社団法人館山法人会 常任理事)
石井 幸子
(一般社団法人館山青色申告会 女性部長)
石渡 和男
(公益社団法人館山法人会 常任理事)
山本 義明
(一般社団法人館山青色申告会 理事)
(租税教育関係者)
池田 俊郎
(館山市立房南小学校 校長)

館山税務署長感謝状

(税務功労)

足達 俊昭
(一般社団法人館山青色申告会 副会長)
飯田 彰一
(公益社団法人館山法人会 常任理事)
糟谷 次男
(一般社団法人館山青色申告会 理事)
栗原 保博
(公益社団法人館山法人会 常任理事)
柴田 栄樹
(公益社団法人館山法人会 常任理事)
鈴木 秀幸
(一般社団法人館山青色申告会 理事)
渡辺 雄二
(館山間税会 理事)
(租税教育推進校)
鋸南町立 鋸南中学校
(広報功績者)
オルカ鴨川 F C

☆ご披露

東京国税局長表彰

本間 亨
(公益社団法人館山法人会 会長)
出山 裕之
(館山市教育長)

小学生の「税に関する書写作品」表彰

主催 館山税務署
公益社団法人館山法人会
一般社団法人館山青色申告会

【最優秀賞】

半澤 来朝 館山市立九重小学校 (1年)
梶山まるみ 南房総市立白浜小学校(2年)

佐野 日香 館山市立北条小学校 (3年)
鳶田 脩平 館山市立館山小学校 (4年)
池田 希帆 館山市立九重小学校 (5年)
佐野 文香 館山市立北条小学校 (6年)

中学生の「税についての作文」表彰

主催 全国納税貯蓄組合連合会
館山税務署管内納税貯蓄組合連合会
国税庁

【全国納税貯蓄組合連合会 会長賞】

太田 優羽 南房総市立富山中学校 (3年)

【東京国税局管内

納税貯蓄組合連合会 優秀賞】

林 史恵 南房総市立白浜中学校 (3年)

【千葉県

納税貯蓄組合総連合会 会長賞】

杉浦 駿 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

【館山税務署長賞】

井上 葉月 館山市立第三中学校 (3年)

水上 雄登 館山市立第三中学校 (3年)

【千葉県館山県税事務所長賞】

奈良田詩乃 鴨川市立長狭中学校 (3年)

【館山税務署管内

納税貯蓄組合連合会 会長賞】

鈴木 麗菜 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

奈良田有亮 鋸南町立鋸南中学校 (3年)

【一般社団法人

館山青色申告会 会長賞】

辻 せら 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

【公益社団法人

館山法人会 会長賞】

鈴木 遥菜 館山市立第二中学校 (3年)

【市町長賞】

館山市長賞

鈴木 廉人 館山市立第三中学校 (3年)

羽山 春 館山市立第三中学校 (3年)

吉田 千聖 館山市立第二中学校 (3年)

鴨川市長賞

関口 尚馬 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

辻 さら 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

廣部 晃佳 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

南房総市長賞

小倉 悠 南房総市立三芳中学校 (3年)

近田 優里 南房総市立嶺南中学校 (3年)

野村 賢太 南房総市立千倉中学校 (3年)

鋸南町長賞

重田 心紀 鋸南町立鋸南中学校 (3年)

「税に関する高校生の作文」表彰

主催 国税庁

【館山税務署長賞】

長嶋 佑香 千葉県立安房高等学校 (2年)



署長表彰受賞者



【最優秀賞】

佐野 文香

館山市立北条小学校
(6年)



【最優秀賞】

池田 希帆

館山市立九重小学校
(5年)



【最優秀賞】

鳶田 脩平

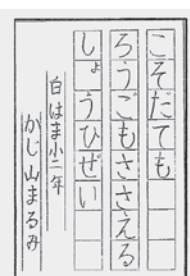
館山市立館山小学校
(4年)



【最優秀賞】

佐野 日香

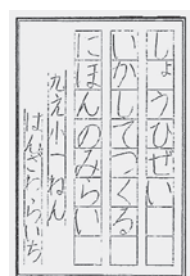
館山市立北条小学校
(3年)



【最優秀賞】

梶山まるみ

南房総市立白浜小学校
(2年)



【最優秀賞】

半澤 来朝

館山市立九重小学校
(1年)

秋の支部ゼミ懇談会

署長卓話「税務署の組織と使命」

e-Tax利用のメリット／ダイレクト納付の利用促進
マイナンバー制度の解説

税務研修「消費税の軽減税率制度」Q & A
法人会の福利厚生制度

230名が参加

20支部7会場で

秋の恒例行事「支部ゼミ懇談会」が、今年も館山税務署の協力を得て、20支部7会場で開かれ、延べ230名が参加しました。

担当地区支部長のあいさつに続き、中居署長が自己紹介をしながら税務当局への協力をお願いしながら挨拶。研修会に入り、初めに署長卓話「税務署の組織と使命」。財務

省・国税庁を頂点とした税制組織の体系や直接税と間接税、国税と地方税、代表的な税目、国全体や管内の税収の推移を説明。更に、納税の猶予制度や税目ごとの申告相談のよくある質問など、申告納税への館山税務署内部の対応システム、国税庁ホームページの内容紹介、e-Taxの利用のメリットやダイレクト納

支部ゼミ懇談会 会議次第

- 開 会
- 支部長あいさつ
- 中居光之税務署長あいさつ
- 税務署職員の紹介
- 研修会
講師
中居光之税務署長
明石守雄法1統括官
千葉公広法1上席調査官
- 法人会の福利厚生事業について
- 事務局からの連絡事項について
- 閉 会
終了後 税務署幹部を交えて
意見交換会



支部ゼミ懇談会

付の利用促進、マイナンバー制度とe-Taxとのかわりを含めて利用例を示し、わかりやすく解説していただきました。

続いて明石法1統括官の税務研修は2年後に実施される予定になっている「消費税軽減税率制度」の解説。

実施時期や消費税の地方への配分など、税率の説明、そして軽減税率の対象品目である新聞の定期購読とコンビニで購入との違いや飲食料品の外食とテイクアウトに対する軽減税率適用の具体例をあげ、きめ細かな解説をして頂きました。

●10月24日(金)

鴨川中央・南・北・長狭・江見・天津小湊支部

支部長 亀田総合病院Kタワー

参加者 谷 昭一
田原 智之
島田 誠一
網嶋 茂信
根本 幹夫
齋藤 恵三
60名

●11月17日(火)

丸山・和田・白浜・千倉支部

支部長 銀鱗荘 ことぶき

栗原 保博
辻 貞夫
飯田 彰一
早川 光樹
34名

●10月26日(木)

館山支部

支部長 浜寿し

政紀
参加者 23名

●11月22日(水)

那古船形三芳・富浦支部

支部長 船形漁協漁業総合センター

安田三喜夫
石井 仁
参加者 25名

●10月27日(金)

長須賀支部

支部長 長須賀中央ホール

亮一
参加者 20名

●11月30日(木)

勝山・保田・富山支部

支部長 鋸南町商工会

石田 安一
手塚 晃
吉本 晃
参加者 27名

●11月1日(水)

北条第1・第2・第3支部

支部長 法青会館

望月 昇
川名 光俊
石渡 和男
参加者 41名

そのあと、千葉法1上席調査官から消費税の軽減税率制度に関するQ & Aの31項目にわたる個別事例編テキストを

基に、実際に身近で起こりうる項目を選別して、説明をしていただきました。

研修会に続いては、法人会と提携している保険各社による各種保険の内容説明、事務

局からの資料の説明や会員増強のお願い等連絡事項のあと、例年どおり、税務署幹部を囲んで和気あいあいの意見交換会を行いました。

講師の皆さんありがとうございました。各支部の役員・会員の皆さんご苦勞様でした。

理事会

委員会

の動き

理事会

◎第2回理事会

9月7日（火）

- ・鴨川グランドホテルにて
- ・平成29年度事業の執行状況について
- ・会員増強運動の実施について
- ・支部ゼミ懇談会の開催について
- ・その他

出席者 40名



第3回理事会 9月7日

◎法人会福利厚生制度推進連絡協議会
9月7日開催の理事会開催前、法人会と提携している保険会社3社（大同生命保険・AIIU保険・アメリカンファミリー保険）と各種保険の内容や加入

総務委員会

◎第1回総務委員会

8月29日（火）法人会事務局にて

- ・社会貢献事業についてほか
- 出席者 6名

◎第2回総務委員会

- ・1月11日（木）法人会事務局にて
 - ・地域社会への貢献事業について
 - （若潮マラソン会場での税啓発活動）
- 出席者 7名



第2回総務委員会 1月11日

状況の説明など、福利厚生事業の推進について協議
終了後意見交換会

出席者 45名

広報委員会

◎第2回広報委員会

11月28日（火）

法人会事務局にて

- ・会報第115号編集会議

掲載記事等編集内容について協議

出席者 8名



広報委員会 11月28日

税制委員会

「平成30年度税制改正提言事項」の
地元国会議員および地方自治体に対する
要望活動

11月15日（水）

要望先

国会議員 浜田靖二氏

青年部会

◎役員会（支部長以上）

9月25日（月）法青会館会議室にて

- ・今後の行事予定について
 - ・会員増強について
 - ・部会例会について
 - ・税金クイズの実施についてほか
- 出席者 9名

◎部会例会

10月11日（水）法青会館にて

- ・今後の行事について
- ・会員増強について
- ・税務研修会

「税務行政の組織と変遷」

講師 中居光之館山税務署長

終了後意見交換会

出席者 25名

◎県青連協親睦ゴルフコンペ

10月26日（木）

森永高滝カントリー倶楽部

参加者 4名

館山市長 金丸謙一氏
館山市議会議員 榎本祐三氏
（陳情先は全法連の指示による）

参加者 2名

◎「第31回法人会全国青年の集い」
高知大会

11月9日(木)・10日(金)
高知県民文化ホール

- ・ザクラウンパレス新阪急高知
- ・租税教育活動プレゼンテーション
- ・部会長サミット・円卓会議
- ・テーマ「租税教育活動」

大会式典
記念講演

「走ることで伝える大事なこと」

夢・出会い・絆

講師 間 寛平氏

・懇親会

参加者 4名



産業まつり会場 11月26日

クイズ参加は500人超え
◎税金クイズの実施

11月26日(日)
南房総市産業まつり会場(千倉町)

クイズ参加者約500名余
参加者10名

女性部会

◎役員会(幹事以上)

8月29日(火)

法青会館会議室にて

- ・社会貢献事業(若潮マラソン)について
- ・会員増強についてほか
- ・研修旅行について
- ・税務研修会

「税務行政の組織と変遷」

講師 中居光之館山税務署長

出席者 32名

◎視察研修

11月7日(火)・8日(水)

造幣局さいたま支局、川越市、富士吉田市・与勇輝館ほか

埼玉県・山梨県

参加者 26名

◎県女連協視察研修

11月21日(火)・22日(水)
栃木県日光方面

参加者 3名

◎役員会(幹事以上)

12月11日(月)

鴨川ユニバースホテルにて

- ・地域社会への貢献事業について
- ・会員増強について



女性部会役員会 12月11日

・絵はがきコンクールの

実施についてほか

・税務研修会

「お酒のはなし」

講師 明石法人第1統括官

終了後意見交換会

出席者 36名

源泉研究部会

◎第2回税務研修会

11月2日(木)

館山シーサイドホテルにて

・「年末調整」について

講師 明石法人第1統括官

島村管理運営第2統括官

葛西法人第1事務官

終了後意見交換会

出席者 17名



源泉研究部会 11月2日

■大会スローガン

未来へ継ぐ(つなぐ)絆「志国高知」

2017.11.9(木)～10(金)

■大会シンボルマーク

土佐が生んだ幕末の英雄・坂本竜馬と、高知の伝統である闘犬に用いられる土佐犬を掛け合わせた「土佐 犬男(とさ いぬお)」。そして、その相棒として高知の食には欠かせない鰹をモチーフとした「カツ男(かつお)」。また、その背景には豊かな恵みをもたらす四国山脈と太平洋の波と風を表現しました。



第31回 法人会全国青年の集い 高知大会

部会長サミット円卓会議

テーマ 租税教育運動の質的向上と課題



青年部会長 柴田 栄樹

今回の青年の集いは、11月9・10日の日程で開催されました。私は9日の全青連協連絡協議会に千葉県青連協会長として出席するところからのスタートとなりました。会議後に租税教育活動プレゼンテーションが行われ、全国各地より選抜された局連代表による租税教育活動への取り組みが紹介されました。私は青連協の役員として審査員を務めました。どの活動も素晴らしく甲乙つけがたいもので、今後私達の青年部活動にも参考になる活動事例でもありました。

その後、部会長ウエルカムパーティーがあり、高知の食材をふんだんに使った料理や、地酒がふるまわれ、全国各地で我々と同じように活動する部会長達とすばらしい時間を過ごすことが出来ました。



ドや、デビュー当
時の苦労話、現
在までの軌跡を
会場全体を笑
いの渦に巻き
込みながらの
好演でした。
式典

10日は朝から部会長サミットが「租税教育活動の資質向上を目指して」をメインテーマに「現状の課題と今後の対策について」と「子ども達が税の使い道について考える機会を提供するにはどうすべきか」という議題で各地部会長が10人程度のグループにわかれて議論しました。私は、グループの座長を務めさせていただき大変意義のある時間を過ごさせて頂きました。

午後からは高知県出身の間寛平さんによる「走ることで伝える大切な事～夢・出会い・絆～」と題して講演があり、地球一周のアースマラソンのエピソードや、デビュー当

では、全青連会長、国税庁長官などの挨拶があり、高知大会宣言の後、次回開催地、岐阜の案内で大会の幕を閉じました。

今回参加し、他の法人会青年部との交流や、各プログラムを通して、あらためて法人会組織の全国的な広がり、奥の深さを感じ、日本全国各地に大勢の仲間がいることに気づかされました。そして、今後我々が、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として、青年部の活動を活発にし、館山法人会の活性化につなげていければと感じました。

大会スケジュール

- ◎租税教育活動プレゼンテーション
- ◎部会長サミット・租税教育活動
記念講演「走ることで伝える大切なこと～夢・出会い・絆～」
間 寛平氏
- ◎大会式典
- ◎懇親会
- ◎物産展
- ◎租税教育活動パネル展示

高知県民文化ホール
他

源泉所得税の改正について

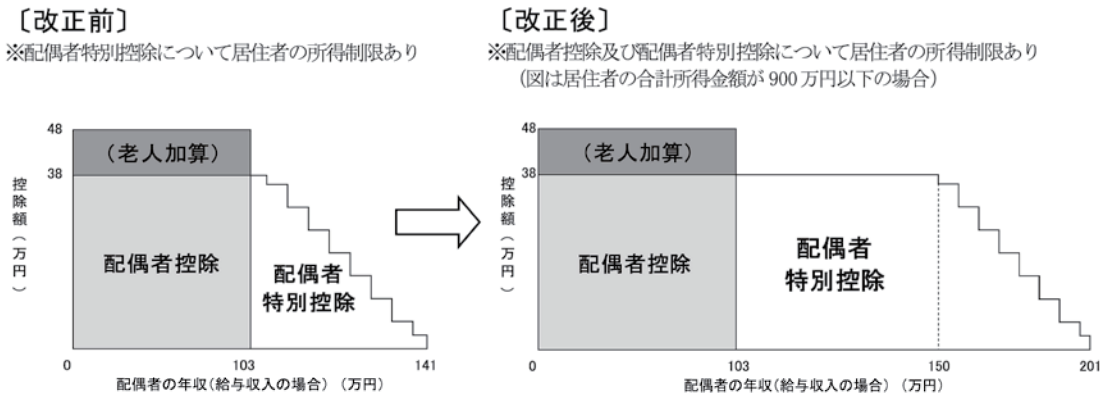
平成30年からの改正事項です

配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。



【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(2) 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

源泉徴収税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が源泉控除対象配偶者^(注1)に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

また、同一生計配偶者^(注2)が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

具体的な扶養親族等の数の計算方法は、次表の【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】のとおりです。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である人をいいます。

したがって、前頁の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】において配偶者控除額又は配偶者特別控除額が38万円（老人控除対象配偶者の場合は48万円）となる配偶者がこれに該当します。

2 同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である人をいいます。

3 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。

また、老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の配偶者をいいます。

4 上記1～3を図示すると次表の【参考：配偶者の範囲】のとおりです。

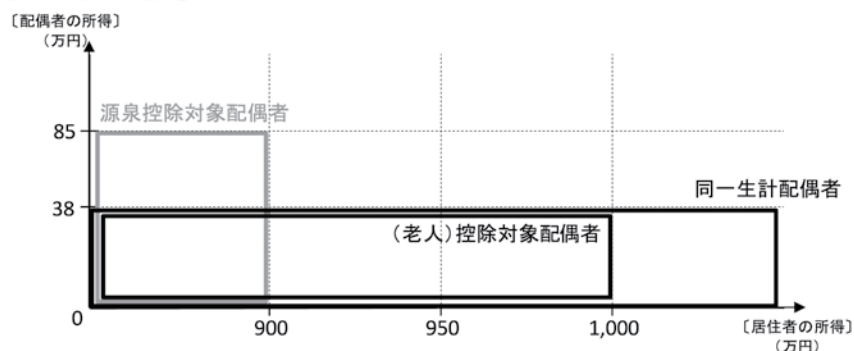
【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の 配偶者の給与等の収入金額)	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

配偶者が障害者に該当する場合は1人加算

(注) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上図により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。

【参考：配偶者の範囲】



(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更等

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められたことから、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする居住者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければならないこととされ、当該申告書について記載事項の見直しが行われました。

また、上記(1)及び(2)の改正に伴い、以下の申告書についても記載事項の見直しが行われました。

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ③ 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書

(注) 税務署で配布していた「給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」（兼用様式）については、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式となります。

造幣局さいたま支局

河口湖もみじ祭り・川越散策



工業機械電気宮間
宮 和 子
長地区田和

今回の研修旅行は、トランプ大統領が日本を去る11月7日に出発でした。順調に走っていたのが、都内に入るとだんだん渋滞してきて、警備のものしい中、都心でピタッと止まってしまいました。今日は、いったいどうなるかと思っていたら、しばらくすると急に動きだし、ガイドさんのトランプさんのヘリコプターですね、と指差すほうを見ると、3機のヘリコプターが縦に並んで飛んでいました。その後はすいすい走り、研修場所の造幣局さいたま支局には予定の10時ぴったりに

到着しました。

造幣局で紙幣も硬貨も製造していると思っていたのですが、造幣局は硬貨をつくるところで、お札をつくるのは印刷局だそうです。

さいたま支局では普通の貨幣もつくっていますが、プルーフ貨幣という収集のためのきらきら輝く貨幣やあざやかに彩色を施された記念硬貨や勲章も製造しています。オリンピックのメダルもそこで製造されたそうです。後程見た博物館には過去につくられたものがたくさん飾られており、その種類の多さときれいに目をうばわれました。工場では機械化はされているものの、要所要所は人の手や目が入り、1枚1枚裏表チェックしたり、勲章の七宝焼など手作業のものもあり、丁寧につくられているのだなと実感されました。

川越に移り、川越名物のさつまいもを使った美味しいも懐石を頂いたあと、川越の蔵造りの街並みを散策し、時の鐘など小江戸の風情を堪能しました。

ホテルは富士山のふもと「鐘山苑」でしたが、富士山が見えたところから真っ赤な木々があちこちに見え、ホテルの周りもあざやかな色でいっぱいでした。到着後、夕食までの時間で庭にある茶室にお茶をいただきに行つたのですが、途中の通路から見えるライトアップされた庭の紅葉の美しさに歓声をあげました。夜は芸達者な皆さんの歌や踊りに笑いこぼれたり感心したり、きつとその日一番のにぎやかな宴会だったはずですが、翌朝、窓を開けると富士山に前日にはなかった雪があり、夜のうちに景色を変えて



造幣局 さいたま支局

いました。朝一番に行つた河口湖そばのもみじ回廊は、約60本のもみじが小川の両側に植えられており、まるで、赤や黄や緑のもみじのトンネルを歩くようでした。

その後、人形作家の与勇輝の美術館へ。昔の子供たちが表情豊かにいきいきと本当に生きているようにそこにいます。見ているうちに温かく懐かしい気持ちになりました。安全運転だけでなく必ず時間通りに到着する運転手さんや的確な説明とユーモアあふれるガイドさんのおかげもあり楽しく行つてきました。部長さん、飯田さん準備から当日までお手数おかけしました。旅行をにぎやかに盛り上げてくださった法人会女性部のメンバーの皆様ありがとうございました。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!

法人会オリジナルキャラクター「けんた」

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

優良申告法人表敬

平成 29 年度優良申告法人として鴨川市天津の三共製氷冷蔵株式会社が表敬されました。
これは日頃から経営努力と適正な申告・納税が評価されたものです。



三共製氷冷蔵 株式会社

平成 29 年 11 月 29 日(水)に館山税務署金井
総務課長から表敬状が贈呈されました。

法人名 三共製氷冷蔵 株式会社

本店所在地 鴨川市天津 154

代表者名 野村 信義

事業内容 氷の製造販売 資本金 3,800万円

従業員 30名

法人会の動き

平成 30 年 1 月以降の当面の事業・予定

月 日	事 業 ・ 会 議	会 場
1.11 (木)	総務委員会	法青会館
1.15 (月)	租税教室 (絵はがきコンクール募集)	鋸南小学校
1.15 (月)	税務懇話会	いづ喜
1.16 (火)	決算説明会	鴨川市役所 7F
1.18 (木)	決算説明会	法青会館
1.18 (木)	生活習慣病健康診断 1 日人間ドック	鴨川市民会館
1.19 (金) ~ 20 (土)	生活習慣病健康診断 1 日人間ドック	館山商工会館
1.22 (月)	全法連賀詞交歓会	帝国ホテル
1.23 (火)	青年部会役員会 (支部長以上)	法青会館
1.24 (水)	租税教室 (絵はがきコンクール募集)	千倉小学校
1.24 (水)	県法連新年賀詞交歓会	三井ガーデンホテル千葉
1.27 (土)	地域社会貢献事業・事前準備 (いちごプロジェクト・節電対策 P R)	丸山公民館
1.28 (日)	地域社会貢献事業 (いちごプロジェクト・節電対策 P R) 館山市・若潮マラソン会場にて	館山市民運動場
2. 1 (木)	絵はがきコンクール審査会	法青会館
2. 9 (金)	青年部会チャリティーボーリング大会	館山ヤングボール
2.16 (火)	e-Tax による確定申告の早期提出 館山税務懇話会 (法人会会長ほか)	館山税務署
3.16 (金)	女性部会役員会 (幹事以上)	法青会館
3.19 (月)	決算説明会	鴨川市役所 7F
3.22 (木)	決算説明会	館山市コミュニティセンター
3.23 (金)	理事会	館山シーサイドホテル
3. 中旬	青連協「第 15 回千葉サミット」	未定

新しく会員になられた皆さんです。 — よろしくお祈いします —

平成29年12月28日現在(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者	所 在 地	電 話	業 種
北条第1	館山土地建物(株)	日向野秀昭	館山市北条1708	0470 (24) 1708	不動産業
	オーダーサロンSeki	関 美代子	館山市北条2570-11 SKビル1-2	0470 (23) 1520	衣服小売店
北条第2	(株)佐藤	佐藤智恵子	館山市北条1369	0470 (22) 3557	太陽光発電施設の運営
	(株)T M ダイニング 芳喜楼	相原 米夫	館山市山本195-1	0470 (23) 7211	飲食業
	館山米穀商業協同組合	山口 正治	館山市北条1731		米穀商業組合
	延命院	池田 亮惇	館山市腰越509-1		寺院
北条第3	渡辺重太郎税理士事務所	渡辺重太郎	館山市北条2190-3 根岸ビル1階3号室	0470 (30) 8850 (28) 4012	税理士
	(株)Secondo. First. Group	西山 貴士	館山市北条2161-1	0470 (28) 4125	化粧品販売
	日東交通(株)館山営業所	徳永 日吉	館山市北条2201-1	0470 (22) 0113	旅行業
長須賀	(株)まごごろ	本橋 泉	館山市南条507-14	0470 (29) 7201	宅配弁当
館山	(株)房州カントリーク ラブ	溝端 滋人	館山市藤原1128	0470 (28) 1211	ゴルフ場運営
	(株)こがねフードサービ ス	小金 護	館山市塩見214-1	0470 (29) 2488	生鮮食料品の加工・販売
那古船形 三芳	(株)日拓	足立 拓生	館山市正木2039-1	0470 (27) 4414	小売業
	(一社)館山市シルバー人 材センター	高尾 忠	館山市船形297-71	0470 (27) 2799	高齢者のための就業機 会の確保・提供
富山	(有)内房スバルソーイ ング	安崎 實	南房総市検儀谷48	0470 (57) 3202	縫製業
勝山	(株)作栄丸	蛭田 栄	鋸南町勝山392-2	0470 (55) 4549	漁業
白浜	(株)伸栄	木曾 伸也	南房総市白浜町白浜5283-1	0470 (28) 5383	建設業
千倉	(合同)ちどり	青木 大成	南房総市千倉町北朝夷2865	0470 (44) 0604	飲食業
白浜	uniko table(株)	柳橋 正則	南房総市白浜町白浜232-4 エスカール白浜 2F	0470 (38) 5470	飲食業
	(合同会社) WOULD	多田 朋和	南房総市白浜町滝口6734-2	0470 (38) 4448	貸家・貸間業
和田	(株)グリーンエクステ リア	田村 浩幸	南房総市和田町海発1555-2	0470 (47) 4875	造園・土木工事業
鴨川中央	(株)吉田	吉田 房雄	鴨川市横渚396	04 (7092) 0124	葬祭業
	(有)フローラ	川名 延江	鴨川市八色429	04 (7094) 4365	介護
鴨川北	(株)K E M	黒木 健一	鴨川市広場997-4	04 (7093) 7140	電気設備
	(株)タカナシインテリア	高梨 実	鴨川市東町377	04 (7093) 1520	内装業
	嶋津商店(合同会社)	嶋津 正和	鴨川市和泉2024	04 (7093) 2322	小売業
	(有)クリーニングハロー	栗原 孝貴	鴨川市西町341	04 (7092) 0662	クリーニング業
長狭	(株)高梨牧場	高梨 栄一	鴨川市横尾725	04 (7097) 0880	肉牛肥育

健康コーナー

肥満でなくても異常値が出る 「隠れメタボ」が急浮上

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

健康行政の拠元たる厚労省に、
ショッキングなデータが

40歳から74歳までを対象に国が実施している特定健康診査(通称・メタボ健診)については、平成20年からのスタート時に触れていますが、今回のテーマとは表裏一体なので、メタボ健診はどういう仕組みなのかを簡単におさらいします。

健診の第1関門として、腹囲が男性は85^{センチ}、女性は90^{センチ}を超えるか、あるいは体格指数(BMI)が共に25を超えると、メタボ予備軍のレッテルを貼られます。そして第2関門では血糖、血圧、脂質の検査が行われ、異常が2つ以上見つかったら「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」と判断され、「積極的支援」という保健指導を受けることとなります。また1つでも「動機付け支援」の指導が行われます。

つまりメタボとは腹囲かBMIかで判定基準をオーバーしていて、見た目も太っていることが前提なのに、「隠れメタボ」とは、その肥満状態が隠れ

ている、という意味です。もうお分かりでしょうが、腹囲やBMIはクリアしても血糖、血圧、脂質の検査で2つ以上の異常が見つかる人をそう呼ぶのです。しかも名付け親は厚労省なので、強い注目を集めています。

具体的に説明しますと、厚労省の研究班は過去に健康調査を行った男女4千人(40―79歳)の追跡調査をしたところ、第1関門は正常であったのに、第2関門の3つの検査で2つ以上の異常値の出た人が男性では10・9%、女性では13・6%いることが分かりました。この数字を基に研究班は、全国の隠れメタボ患者は男性で380万人、女性は534万人、総数では914万人に上ると推計しました。

この数字は、当の厚労省にとつても衝撃的でした。これまでの特定健診で見つかったメタボ患者は971万人ですから、隠れメタボ患者との差は57万人ほどしかありません。事態を重視した同省は、隠れ肥満に対して全国の高年者はどう対処すべきかの細かい指

針を、来春には発表の予定です。

**寝る前の食事や早食いは、
発症の大きな要因と警告**

肥満には大別すると皮下脂肪型と内臓脂肪型の2つがあることは、皆さんご承知かと思います。前者は女性に多く、皮下脂肪はお尻や太ももにつきやすいので、体型をイメージして洋ナシ型肥満とも呼ばれます。後者は男性に多く、こちらの脂肪は腸などの内臓に付着して腹部が盛り上がるので、別名はリンゴ型肥満です。ひと昔前はビール腹と言われていました。

では、なぜ隠れ肥満になるかについては諸説があるようですが、原因は1つだけではなく、様々な生活習慣などが複合していると考えられます。まず専門家の多くが真っ先に挙げるのは「就寝前の食事」と「早食い」です。寝る前にほんの少量ならともかく通常の食事が習慣化すると肝臓の代謝機能に狂いが生じ、また早食いをする人は食べ物や嘔む回数が少ないので、いずれも内臓脂肪の蓄積が多くなると見ています。

次いで挙げられるのは「朝食抜き」と「過剰なダイエット食」です。少しでも痩せようと朝食を摂らない人が多いようですが、脳の唯一の栄養源である糖質が長時間不足したり、栄養のバランスが極端に崩れたりすると、脳は危険と見て内臓脂肪を貯めるよう指示すると考えられます。このほか慢性的な運動不足や、喫煙と過度な飲酒も、要因の1つと推定されています。

以上を踏まえて隠れメタボの予防策をまとめると、①寝る前の食事は避け、よく噛みながらゆっくりと食べる ②栄養のバランスに配慮した食事を3食きちんと摂る ③歩くことでもいいので、毎日の運動を欠かさない ④嗜好品のタバコと飲酒は自己責任に帰す：といったところでしょうか。

さて肥満の問題は国際的にも大きな関心を持たれ、世界ランキングなるものもいろいろと発表されていますが、日本はいずれも下位に属し、「やや痩せ型民族」とされているようです。しかし「痩せていても実際はメタボが多かった」となると、見た目や体重だけでは安心できません。厚労省の警鐘を肝に銘じ、日常生活を直視して×印を減らしていくべきでしょう。

つい最近ですが、メタボ患者は独身の中年男性に多い、という報道がありました。朝食を抜き、外食で好きな物しか食べず、運動をせず、喫煙が多い、からとか。メタボと隠れメタボの患者数は変わらないようなので、教科書としたいものです。

「筆者紹介」

大谷克弥(おおたに・かつや)
医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

税を考える週間行事として税の意義をピーアール

- 消費税への理解へクリアファイル配布
- 小学生の書写作品展最優秀作品の紹介
- 中学生による「税の作文」優秀作品の紹介
- 中学生の「税に関する標語」優秀作品の紹介
- 国の財政と消費税の役割パンフレット配布

館山税務署・法人会・青色申告会・間税会が
共同で実施

11月13日イオン館山・14日イオン鴨川で



イオン鴨川



イオン館山

女性部会が主導

租税教育活動への取り組み



女性部会主催・青年部会が租税教育講師として支援
千倉小学校・鋸南小学校で実施



青年部会が租税教育活動

税金クイズ今年の参加者は
500人超え

青年部会
主催

11月26日(日)

南房総市産業まつり千倉会場で



【表紙】

真野の大黒さんと親しまれる

朝日開運大黒天本山

高倉山 真野寺

およそ1300年前、聖武天皇時代の神亀2年(725)に、高僧・行基菩薩によって開山。建永元年(1206)10月に野火により焼失するが、翌年に大黒天の信仰が厚かった、北条政子の弟、鎌倉幕府第2代執権北条義時公が私財を投じて七堂伽藍を再建し、覆面千手観音と大黒天像を安置した。

本尊である覆面千手観音は行基の霊作といわれ、また朝日開運大黒天と称えられている大黒天像は、貞観2年(860)の旧正月6日、朝日昇天の中に大黒天が出現し、当寺を訪れ参籠中だった慈覚大師がこのご尊像を直ちに一刀三礼により彫り上げたといわれ、関東地方に残る古像としては最大級のもので、千葉県指定文化財になっている。爾来、毎年2月6日には御出現を記念して、大黒天福祭りをを行い、「真野の大黒さん」と呼ばれ親しまれている。

治承3年には、源頼朝公が源氏再興の祈願のために立ち寄り、また、後には里見5代里見義興公より領田を賜り、徳川將軍家からは御朱印43石を賜るなど寺は隆盛を極めた。一千坪の境内には本堂のほか、稀代の名工「波の伊八」の彫刻もある。

【年中行事】

1月1日～3日初参り 毎月6日大黒天小祭り
1月6日初大黒天 毎月24日地藏尊縁日
2月6日大黒天福祭り(大祭) 4月8日花祭り

南房総市久保587 電話0470(46)2590

会 報 第115号
発行年月日 平成30年1月15日
発行責任者 本間 亨
編集責任者 友野 修
発行者 (公社)館山法人会
電話 0470-22-1389
FAX 0470-23-3195

明けましておめでとうございます

穏やかな三が日で新年を迎えました。某新聞による主要企業109社を対象にしたアンケートによると今年景気が拡大すると予想した企業は8割を超えました。地方に、中小企業に波及する景気回復を期待したいと思います。

会員企業皆様のご発展とご多幸をお祈り申し上げます。

編集後記